

衆議院 國土交通委員会 議録 第九号

(一一〇)

平成二十四年六月十五日(金曜日) 午前十時開議

出席委員	國土交通大臣政務官 室井 邦彦君 (金融庁総務企画局審議官) 遠藤 俊英君 (外務省中東アフリカ局長) 松富 重夫君 (政府参考人) 中原 広君
委員長 伴野 豊君	同(小林正枝君紹介)(第一八六一號)
理事 小泉 俊明君	同(高村正彦君紹介)(第一八六二號)
理事 古賀 敬章君	同(笠井亮君紹介)(第二二九二號)
理事 松崎 哲久君	同(穀田恵二君紹介)(第一八六三號)
理事 山本 公一君	同(阿部知子君紹介)(第一九六五號)
理事 阿知波吉信君	同(石川知裕君紹介)(第一九六六號)
奥田 建君	同(塩川鉄也君紹介)(第一九六七號)
菊池長右エ門君	同(重野安正君紹介)(第一九六八號)
熊田 篤嗣君	同(高橋千鶴子君紹介)(第一九六九號)
古賀 一成君	同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七〇號)
高木 義明君	同(道休誠一郎君紹介)(第一九七一號)
辻 恵君	同(服部良一君紹介)(第一九七二號)
橋本 清仁君	同(宮本岳志君紹介)(第一九七三號)
向山 好一君	同月十五日
柳田 和己君	長良川河口堰のゲート開放等に関する請願 (佐々木憲昭君紹介)(第一二〇四七號)
若井 康彦君	同(笠井亮君紹介)(第二二八九號)
小渕 優子君	同(穀田恵二君紹介)(第二三九〇號)
佐田玄一郎君	同(塩川鉄也君紹介)(第二三九一號)
二階 俊博君	同(亀井静香君紹介)(第二二九四號)
福井 照君	同(赤嶺政賢君紹介)(第二〇九九號)
柳本 卓治君	同(竹本直一君紹介)(第二二〇〇號)
竹内 讓君	同(中島隆利君紹介)(第二二〇一號)
中島 隆利君	同(平井たくや君紹介)(第二二〇二號)
中島 正純君	同(赤嶺政賢君紹介)(第二二九五號)
国土交通大臣 国土交通副大臣	同(竹本直一君紹介)(第二二〇〇號)
外務大臣政務官 経済産業大臣政務官	同(中島隆利君紹介)(第二二〇一號)
国土交通大臣政務官	同(平井たくや君紹介)(第二二〇二號)
経済産業大臣政務官	同(赤嶺政賢君紹介)(第二二九五號)
国土交通大臣政務官	同(竹本直一君紹介)(第二二〇〇號)
同(古賀敬章君紹介)(第一八〇〇號)	同(笠井亮君紹介)(第二二九六號)
同(中川治君紹介)(第一九六二號)	同(穀田恵二君紹介)(第二二九七號)
同(福井照君紹介)(第一九六三號)	同(赤嶺政賢君紹介)(第二二九八號)
同(古川頼久君紹介)(第一九六四號)	同(志位和夫君紹介)(第二二九九號)
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業	同(塩川鉄也君紹介)(第二二三〇〇號)
の再生を求めるに於ける請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八六〇號)	同(高橋千鶴子君紹介)(第二二二〇一號)
気象事業の整備拡充に関する請願(高橋昭一君紹介)(第一七六一號)	同(宮本岳志君紹介)(第二二二〇二號)
興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出、第百七十四回国会衆法第三三三号)は委員会の許可を得て撤回された。	同(笠井亮君紹介)(第二二九二號)
離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出、第百七十四回国会衆法第三三三号)は委員会の許可を得て撤回された。	同(穀田恵二君紹介)(第一九六七號)
同月十四日	六月十五日
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九六八號)	大洲・八幡浜自動車道の早期整備等に関する陳情書(徳島市幸町二の五中川秀美)(第一二四四號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九六九號)	住宅建築請負契約における前払金の規制に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三宇都宮健児)(第一二五五號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七〇號)	治水対策等に関する陳情書(宮崎市橋通西一の一の前田広之)(第一二六六號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七一號)	中部日本横断自動車道の建設促進を求めることに関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一中村明彦)(第一二七七號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七二號)	都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求めることに関する陳情書(大阪府泉南市樺井一の一向井通彦)(第一二八八號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七三號)	東九州自動車道の建設促進等に関する陳情書(鹿児島市山下町一の二仮屋秀一)(第一二九九號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七四號)	関西国際空港の国際ハブ空港化と伊丹空港の廃止時期の明確化を求める意見書(大阪府阪南市議会)(第三七三三〇號)

社会資本整備を國の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所・浅瀬石川ダム管理所の存続を求める意見書(青森県田舎館村議会)

(第三七三一号) 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書(北海道天塩町議会)

(第三七三二号) 地方出先機関・青森河川国道事務所の存続を求める意見書(青森県おいらせ町議会) (第三七三三号)

地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書(上伊那広域連合議会) (第三七三四号)

東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書(青森県板柳町議会) (第三七三五号)

北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する意見書(石川県小松市議会) (第三七三六号)

「防災・減災ニードル」による国土強靭化を求める意見書(京都市議会) (第三七三七号)

「防災・減災ニードル」による社会基盤再構築を求める意見書(大阪府吹田市議会) (第三七三八号)

「防災・減災ニードル」による社会基盤再構築を求める意見書(大阪府阪南市議会) (第三七三九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二号)

離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出、第百七十四回国会衆法第三三二号)の撤回許可に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

離島の振興に関する件

○伴野委員長 これより会議を開きます。内閣提出、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案を議題といたします。

○吉田(お)副大臣 本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省海事局長森雅人君、金融庁総務企画局審議官遠藤俊英君、外務省中東アフリカ局長松富重夫君、財務省主計局次長中原広君及び資源エネルギー庁資源・燃料部長安藤久佳君の出席を求め、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○伴野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伴野委員長 これより質疑に入ります。○質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古賀敬章君。

○古賀(敬)委員 民主党的古賀敬章でございます。○質疑の申し出がありますので、早速質問に入らせていただきます。

○伴野委員長 これがより質疑に入ります。○質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古賀敬章君。

○古賀(敬)委員 民主党的古賀敬章でございます。○質疑の申し出がありますので、早速質問に入らせていただきます。

世界の原油供給が不足をする事態が大変懸念される状況に陥っています。世界じゅうが代替原油の駆け込みを行いますと、国際原油市場が混亂をすることが予想されます。調達が困難になるばかりではなく、高まりをしております原油価格がさらに上昇する、そういう可能性が心配をされます。

具体的にということでございますので、IMFが、イラン産原油の輸入が停止した場合に、原油価格が二割から三割ぐらい上昇する、そういう見通しを出しています。また、原油価格の上昇が石油製品価格の上昇につながるわけでございまして、物流コストや電力コスト等を増加させるということが心配をされます。

また、今、原子力発電所が先生御案内のとおりでございまして、石油火力発電の比率が大変高くなっています。平時におきますと大体五%ぐらいいの石油火力のウエートでございますけれども、足元約二割ということになつております。そちらの重油の調達にも少なからず影響が生じるであろうということが懸念をされます。

さらに、イラン産原油の引き取りが一定期間停止した場合には、国際社会に対しまして、日本と止した場合には、国際社会に必須のものではないんじゃないのかという誤解を与えかねないことが懸念されます。

アメリア、EUを初めといたしまして国際社会と協調しながら、日本にとってのイラン産原油の必要性を本法案によつてお示しいただくことによりまして継続的な輸入を確保していくことが我が国経済にとって大事ではないかというふうに考えさせていただいております。

○古賀(敬)委員 この法律でイラン産原油が確保できるというこ

とになるわけでございますが、EUの制裁に反して、我が国が抜け駆けでイラン産原油を買つて、米国やEUと緊密に意見交換してござります。本法案についてもしかるべき説明をして、米国やEUの理解は得てございます。した

がつて、本法案は、米国及びEUを含む国際社会との協調を阻害するものではありません。

○松富政府参考人 お答えいたします。

○古賀(敬)委員 我が国は、イランの核問題を含むさまざま問題について、米国やEUと緊密に意見交換してござります。本法案についてもしかるべき説明をして、米国やEUの理解は得てございます。した

がつて、本法案は、米国及びEUを含む国際社会との協調を阻害するものではありません。

○古賀(敬)委員 お答えさせていただきます。

○松富政府参考人 お答えいたします。

○古賀(敬)委員 我が国は、イランの核問題を含むさまざま問題について、米国やEUと緊密に意見交換してござります。本法案についてもしかるべき説明をして、米国やEUの理解は得てございます。した

がつて、本法案は、米国及びEUを含む国際社会との協調を阻害するものではありません。

○古賀(敬)委員 次に、EU以外で我が国と同じ

な法案審議をせざるを得なくなつたわけでございましたが、その経緯を御説明いただきたいというふうに思います。

○吉田(お)副大臣 EUによるイラン産原油の輸送に係る再保険の引き受け禁止の動きを受けまして、政府といしましては、制裁発動の猶予繼續等について、あらゆるルートとレベルでEU及びEU加盟国に対して働きかけを行つてきました。また、核問題をめぐるEU3プラス3とイランとの協議が行われておらずして、その動向を見きわめる必要もございました。

・今般、こうしたEU措置の見直し、イランの核問題をめぐる国際情勢を踏まえ、本法案を六月十日に国会に提出したところでございます。

本法案の目的を達成するためには、七月下旬以降のイラン産原油の船積みを着実に確保する必要があります。また、米国やEUによる対イラン措置が本格化する七月以降に、十分な代替原油の調達が困難になる可能性がござります。こうした点を総合的に考慮いたしますと、六月二十日までに本法案の成立が必要であるということで考えております。

本法案の目的を達成するためには、七月下旬以降のイラン産原油の船積みを着実に確保する必要があります。また、米国やEUによる対イラン措置が本格化する七月以降に、十分な代替原油の調達が困難になる可能性がござります。こうした

問題をめぐる国際情勢を踏まえ、本法案を六月十日に国会に提出したところでございます。

本法案の目的を達成するためには、七月下旬以降のイラン産原油の船積みを着実に確保する必要があります。また、米国やEUによる対イラン措置が本格化する七月以降に、十分な代替原油の調達が困難になる可能性がござります。こうした

問題をめぐる国際情勢を踏まえ、本法案を六月十日に国会に提出したところでございます。

この法律でイラン産原油が確保できるというこ

とになるわけでございますが、EUの制裁に反して、我が国が抜け駆けでイラン産原油を買つて、米国やEUと緊密に意見交換してござります。本法案についてもしかるべき説明をして、米国やEUの理解は得てございます。した

がつて、本法案は、米国及びEUを含む国際社会との協調を阻害するものではありません。

○古賀(敬)委員 今の説明で大体は理解をさせていただきます。

○古賀(敬)委員 お答えいたしました。

○古賀(敬)委員 お答えいたしました。

○古賀(敬)委員 お答えいたしました。

○古賀(敬)委員 お答えいたしました。

○古賀(敬)委員 次に、EU以外で我が国と同じ

ようにより、イラン産原油を輸入している国が、イン

ド、中国、韓国と三ヵ国ありますけれども、それ

らの国々の今回の事態に対する対応の仕方、わ

かつておれば教えていただければと思います。

○松富政府参考人 韓国は、我が国と同様に、E

U側に働きかけを実施しております。韓国は、國

内法の枠内でいかなる対応が可能か、現在検討中

との説明を先方から受けさせてございます。

中国、インドについても、現在情報収集をやつ

ておりますけれども、歐州の再保険会社にかわつ

て、我が国がイラン産原油の輸送に必要な保障を提供

する枠組み等について、さまざまな選択肢を検討

中との報道に接している状況でございます。

○古賀(敬)委員 では、中国、インドは我が国と

大体同じような方向で、国内で法整備をしている

ということでしょうか。

○松富政府参考人 法整備が必要かどうかについ

ては、まだ検討段階と承知してございます。

○古賀(敬)委員 では、最後の質問になります。

附則の第一条に「この法律の廃止」という項がござります。この法律が廃止される要件に、「特定

運航を行わなくとも国民生活の安定及び国民経

済の円滑な運営に支障を生じないと認められるに

至ったとき」とありますけれども、これはどのような状況を指すのでしょうか、お尋ねします。

○森政府参考人 お尋ねのあつた附則第二条の本

法の廃止要件については、二つの場合を掲げております。

一つは、イランの核問題の解決に向けた国際情

勢の進展等により、欧州等の保険会社による再保

険の提供が再び可能となつた場合であります。

もう一つが、古賀先生、今お尋ねの件でございまして、これは、イラン以外の国からの原油の調達が安定的に確保されることにより、我が国経済に影響を与えるおそれがないと認めるに至つた場合を指しております。

○古賀(敬)委員 抽象的で余りよくわからないわけでござりますけれども、いろいろな解釈ができるということなんでしょうね。何か具体的な状況

が例示できますでしょうか。

○森政府参考人 イランからの原油の輸入が必要なくなつたということをございますので、例えば

サウジアラビアとか、ほかの原油国から必要

な原油の調達が可能な場合ということでございま

す。

○古賀(敬)委員 以上で質問を終わらせていただ

きます。ありがとうございます。

○伴野委員長 次に、山本公一君。

○山本(公)委員 おはようございます。

今の古賀先生とかなり重複するような部分もあ

るうかと思いますけれども、重ねてお伺いをいた

したいと思います。

六月十一日に提出をされました。この法案、当

委員会において審議でも、私の経験上初めてと

言つてもいいぐらい異常な状態でござる審議に入

るわけでございます。それもこれも、各党が、特

定タンカーのこの法案がこの国にとって必要とい

りますが、緊急度が高いというそれぞれの理解の

もとに当委員会の開催につながつていつたとい

うことは、ぜひわかつておいていただきたいと思

います。

こういう法案を用意しているという新聞報道

が、かれこれ二ヵ月ほど前にちよろつとあつたと

思ひます。私も、国土交通委員会で筆頭を務めて

おりまして初めてその状況を知りました。そして

マスクから、理事ですから、当然、各要路要路

から状況等について説明はあるんでしょうか

うような問い合わせがありました。一体何の話です

ります。

一つは、イランの核問題の解決に向けた国際情

勢の進展等により、欧州等の保険会社による再保

険の提供が再び可能となつた場合であります。

もう一つが、古賀先生、今お尋ねの件でございまして、これは、イラン以外の国からの原油の調

達が安定的に確保されることにより、我が国経済に影響を与えるおそれないと認めるに至つた場合を指しております。

今、工庁また外務省の説明を聞いておりまし

たけれども、やはり私どもがずっと感じておつ

た、必要性の割に皆さん方に切実感が非常にない

というか、国会なんというのは、出したら当たり前のように通ると思つて説明をしてこられたん

じゃないか。とりわけ外務省。それは、外交とい

う世界はある意味でオープンにしてはいけないよ

うなこともあるのかかもしれない。あるのかもしれないけれども、これだけの案件を、表現は悪いか

もしけないけれども、とめて、秘密裏に事を進め

てきて、さあ、いよいよ七月一日が迫ってきて、

外交交渉がうまくいかないから、というような状況で今回こういう案件を出してきていたというのは、私は納得いかないところがあるんですよ。私たちの党の幹部は、きのうの夕刻に至るまでこのことを厳しく言つておりました。それは御承知だろうと思

います。

そこで、外務省、今、古賀委員に対しても御説

明されましたけれども、今回の七月一日のEUの

決定というか、それがどの程度確実性があるもの

かも含めて、ひょっとしたら外交交渉が実つてしま

た再延長になるかも知れないみたいなことも含め

て、ちょっといきさつをもう一回説明してくださ

い。

○松富政府参考人 そもそもこの決定は一月のEU

の外相理事会でございました。その場で、EUと

しては、イランの石油を運ぶ船舶に対する保険及

び再保険について原則禁止するという決定を下し

たわけござります。ただ、その決定には細則が

必要でございまして、この細則については三月の

外相理事会で決めるということになつたわけであ

ります。

こういう動きを受けて、我が国は、イラン産原

油の輸送に影響を与えないように、例外的な扱

いと各要路が説明にお見えになつた。そして提出を

された。各党が、いろいろと御異論はございまし

たけれども、大きな気持ちで、とにかくこの法案

を通さなきやいけないねというようなことに至つたわけでございます。

ただ、猶予するといつても、七月一日以降どう

するかについては五月十四日のEU外相理事会で

検討しましようということになりました。こうい

う状況を受けて、七月一日以降も保険、再保険の例外適用が継続するように、高いレベルでの働きかけをこれまで続けてきたということをございま

す。

しかし、この五月十四日の外相理事会では、本

件は議論されませんでした。何となれば、五月二

十三日からEU3プラス3とイランとの核問題に

についての協議というものがスケジュールとして上

がつてきて、そこで前進が得られるかもしれません

と思います。しかしながら、この二回目のEUと

イランとの協議では前進はありませんでした。む

しろ、二歩後退したと言つていいものだつたと思

います。

この背景には、先立つ四月のEUとイランとの協

議で一步前進があつたということが背景にあつた

と思います。しかしながら、この二回目のEUと

イランとの協議では前進はありませんでした。む

しろ、二歩後退したと言つていいものだつたと思

います。

したがつて、正式な決定は六月二十五日のEU

の外相理事会を待たなきやいけないんですけれど

も、現在のEUとイランとの協議の状況、見通し

を考えて、非常に厳しいものがあるというふうに

考えたところでございます。したがつて、我が国

としての対策を講じる必要があるという結論に

至つたわけござります。

したがつて、正式な決定は六月二十五日のEU

の外相理事会を待たなきやいけないんですけれど

も、現在のEUとイランとの協議の状況、見通し

を考えて、非常に厳しいものがあるというふうに

考えたところでございます。したがつて、我が国

としての対策を講じる必要があるという結論に

至つたわけござります。

こういう動きを受けて、我が国は、イラン産原

油の輸送に影響を与えないように、例外的な扱

いと各要路が説明にお見えになつた。そして提出を

された。各党が、いろいろと御異論はございまし

たけれども、大きな気持ちで、とにかくこの法案

を通さなきやいけないねというようなことに至つたわけでございます。

ただ、猶予するといつても、七月一日以降どう

するかについては五月十四日のEU外相理事会で

検討しましようということになりました。こうい

う状況を受けて、七月一日以降も保険、再保険の例外適用が継続するように、高いレベルでの働きかけをこれまで続けてきたということをございます。

日本という国は世界でも有数の海運国であることは間違いない。その海運国である日本が、再保険という一つの制度の中で、ヨーロッパに結構頼り切つているという側面がありますよね。今回、それがだめだから、政府がそれにかわってこうだ

といふようなスキームだらうと思うんですけれども、日本を含めて例えば韓国とかアジアの国々が、この再保険という一つのシステムの中でやは

り独自のものを構築していくことが、将来にわたって、ひょっとしたら必要なんじゃないかと僕なんかは思っていますけれども、副大臣のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○吉田(お)副大臣 委員御指摘のとおりの部分はあるかと思います。

現実は、国際海運業というのは非常に長い歴史でございますし、その歴史の大きな部分を占めてきているのが欧州における海運業というのは御理解されると思います。また、海運業と密接に関連する責任保険におきましても、海運業と同様に、

欧州を中心とした長い歴史がある。ちょうど今私が資料に目を落としておりましたのは、ロイズという会社がどういうふうに興ってきたのか、そして、現状どうなっているかという資料を参考に読んでいたところなんですがそれとも、その結果として、再保険の大半が欧州において発達してきたということは認識をしておりますし、委員御理解をされているとおりだと思います。

日本の船社としては、条約等を遵守しつつ、経済安全保障の確立の観点から、安定した海運サービスを提供することが大切であり、そのためには必要な制度である安定的な責任保険が提供されることを期待している。国交省としてはそこまでしか申し上げられないということで御理解をいただければと思います。

○山本(公)委員 海運国日本ですから、一つの将来的な国家的検討課題として、ほかの国を巻き込んででも、それは百年前、二百年前はヨーロッパ中心の一つの世界であつたかもしれないけれども、現下はアジアの経済が世界の中を引っ張つていることをこの国は考えていく必要があるんだろうということを、この機会にちょっと申し上げておきたいと思います。

ところで、経済産業省にお伺いするんですけれども、先ほど外務省から、るいきさつの御説明がありました。経済産業省にお伺いしたいのは、

足らないから、イランの石油が入つてこなくなつたら困るから、困るからという説明をこのこところづつとされておられたような気がするんですけども、実際問題のところ、こういうときに経済産業省というのはどういう考え方でこの政策に携わつてこられたのか、ちょっともう一度確認をしておきたいと思います。

○安藤政府参考人 大変重要な御指摘をいたしましたと思つております。

先ほど、国民生活あるいは国民の皆様にiran産原油が途絶えた場合の懸念については申し上げたとおりでございますけれども、この間、経済産業省といいたしましては、不足する場合の代替措置をしつかりと講じていかなければならぬということで、さまざまな働きかけを行つてこさせていただいたつもりでございます。代替原油の調達の手當についてつきまして、元売各社あるいは世界のマーケットの状況を見ながら、さまざまな形で関係国あるいは関係機関に働きかけを行つてまいりました。

一例を申し上げますと、本年の三月にクウェートにおきまして国際エネルギー・オーラム閣僚級会合というのが開かれましたけれども、その際、牧野副大臣から、サウジの石油大臣でございますけれども、二〇一一年の数字で申し上げますと、一日当たり約三百十萬バレルということでござります。これは、日本全体の原油の輸入総量の約八七%に相当しておるわけでございます。三百十万バレルの中で、サウジ、UAE、クウェート等々ございますけれども、このうちの主要部分をいたしましてイラン原油が入つておるということございます。

これらの原油を日本へ輸送するために国内の石油会社が雇つております船でございますけれども、約七十隻の大型タンカーを船会社との長期契約により用船をしております。船籍といいたしまして、日本船籍のものが約十隻程度でございます。供給途絶に対してもかかるべき対応、これは当然のことです。備蓄の放出といったようなことも含めて、そういうことが必要かどうかということの検証も含めまして、非公式な形でござります。

また、所有につきましては、大半が、細かく申し上げますと、一隻を除きまして日本の企業及びその海外子会社が所有をさせていただいているところです。

法律の関係によりましては特定をする必要がござ

当たり前でございますけれども、先生御案内とのおり、非常に大きな輸入国でございます日本が代替調達に入つているということを余り外にやりますと、またスポットマーケット等々の高騰を招くといったような問題もございまして、大変口幅つた言い方でございますけれども、水面下でさまざまことを私どもなりにさせていただいてきておるということを御理解いただければと思います。

○山本(公)委員 ところで、ちよつと具体的なお話を伺いたいと思います。

今回、この特定タンカーで対象となるのは十五隻だというふうに聞いております。この十五隻の船の輸送量、特にイランの原油の輸送量、そしてまた船籍、それから所有者、わかる範囲でちよつと教えていただきたいと思います。

○安藤政府参考人 お答えさせていただきます。

中東から我が国への原油の輸入の量でございま

すけれども、二〇一一年の数字で申し上げますと、一日当たり約三百十萬バレルということでござります。

これは今すぐという話じゃないかもしませんけれども、やはり日本籍の船をふやしていくとい

う日ごろの努力を、国土交通省あたりは今まで以

上にやつしていく。いろいろなことをやってきましたけれども、なかなか便宜置籍船がこつちに向かってこないという現実もあるわけですから、こ

ういうことが起きたときに、国が保障してでも航

海の安全を保つといううえで、日本籍船ならば胸

を張つてやれるという世界があると思うんですね

けれども、やはり便宜置籍船の場合だったら、何となく腑に落ちないようなところも出てくる。そ

ういうこともありますので、これからも不斷の努力

をしてもらいたいなと思います。

とりわけ今回の十五隻、伺うと、多分、外国船籍の船も十五隻のうち何隻かあると思うんです。

そういうことも生じてまいりますので、ぜひ国交

省として、今後、この国の海運のありようという

ことを、いま一度気を引き締めて考えてください。海事局長、ちよつと答えてください。

○森政府参考人 国土交通省いたしましても、

日本籍の船舶、それから日本人船員が非常に減少

存じのとおり、海上運送法の改正によりましてトン数標準税制を導入いたしまして、着実にその成果が出ているというふうに考えております。ただ、現在のトン数標準税制は、国際的な相場からしますと若干見劣りがするという内容になつております。現在のトン数標準税制というのは日本籍船のみにしか適用がされていないということでお、今後、日本籍船の増加、日本人船員の増加に拍車をかけるとともに、日本の海運の競争力の強化を図るために、現在、海上運送法の改正の審議をお願いしているところであります。

こういった政策によりまして、日本の海運業の競争力の強化を通じた日本籍船の増加、こういったことに万全を期していきたいというふうに考えております。

○山本(公)委員 いろいろなことを今までやつてきましたけれども、なかなか日本籍船がふえてこないという現実があるわけですから、よくよく、やはり国交省としての不斬の努力を重ねていつてもらいたいというふうに思います。

ちよつと細かい話になるんですけども、この法律の中の第七条のところで、「国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、『云々』というところがあるんですけども、この国会の議決というの

は、この問題に関して、言ってみれば今回初めて国会の議決というものが生じるんでしょうか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねいたしました本法案第七条、国会の議決につきましては、毎年度の予算の議決というや

り方、あるいは法律という形の議決のあり方、こういった形式を想定しておりますのでございます。

具体的に申しますと、今回、二十四年度の担保の上限金額につきましては、本法律の附則第三条に九兆一千三百二十二億八千七百六十七

万円と規定いたしまして、法律の形で国会の議決をいただくことをお願いしておるものでございま

す。

それから、二十五年度以降の各年度の契約限度額につきましては、今委員御指摘いただきましたように、各年度の予算の予算総則に規定いたしましたように、予算の議決という形式で国会の議決をいたしましたことを想定しているものでございます。

○山本(公)委員 わかりました。

それで、その次の八条なんですが、タ

ンカー所有者は、「タ

始日時を政府に対し通知しなければならない」とい

うんですが、この通知をする窓口の役所は一体

どこなんですか。

○森政府参考人 通知の窓口は国土交通省でござ

ります。

○山本(公)委員 窓口で、条件というのはかなり

ついでいく話なんですか。あなたは適格じやありま

せんよとか、この運航計画ではだめですよと条件はつけない、出てきたものを丸のみするような

格好になるんですか。

○森政府参考人 山本先生から御質問のありました第八条の趣旨は、政府が本法に基づいて万一の事故の際に交付金を交付いたしますのは、タン

カーがイランに向けて運航を開始する時点から、

積み込んだイラン産原油を我が国の港でおろすま

での間に発生した損害が対象となるため、タン

カーがイランに向けて運航を開始する日をタン

カー所有者から通知させることによって、交付金

の交付対象となる運航の開始時期を特定する趣旨

でございます。

そういう意味では、この通知の際に、通知の

内容を受けて対象を絞るとか、そういう趣旨ではございません。

○山本(公)委員 なぜお伺いしたかといいますと、聞くと、中東に向かうタンカーというの

イランの原油だけを積むわけじゃなくて、合い積

みの世界なんですね。だから、例えば最初にサ

ウジで積みました、その次オマーンで積みまし

た、最後にイランですよ、そういうケースがある

わけですよ。そうしますと、例えばサウジで積ん

だ、それからオマーンで積んだ、その間にもし万

が一のことが起きたときに、こういう扱いとい

のはどうなるのかなということを疑問に感じてお

りましたのでお伺いしたんです。

要するに、船社に聞きますと、ホルムズ海峡の

手前で、先にどの荷を積むかというのはその時点

で約一ヶ月、いろいろなところで積んで、満杯に

して日本に向かってくるという状況らしいです

よ。

そうしますと、まだイランの原油は積んでいな

い、イランで積むかどうかもわからないその特定

タンカーが、サウジの荷だけ積んで航行している

ときに一つの再保険を適用するような状況になっ

たときに、どういう扱いになるのか。それをあら

かじめ、最初から運航状況を、いついつどこでこ

の船は積むんですよということを、届け出を

チエックした上で国交省が受け付けをするのかな

という思いがあつたのでお伺いしたんです。

○森政府参考人 山本先生御指摘のとおり、原油

タンカーの運航というのは、運航中にいわゆる船

積み地を決めるということがよくございます。

それで、それまではどうかということでございます

けれども、これは当然のことながら、イランの、

いわゆるEUの対象ではございませんので、それ

は再保険が機能するということをございます。

ただし、イラン産原油を積むために運航した、

伊朗の港に向かつたということになりますと、

これは当然のことながら、イラン産原油を積むた

めの運航でござりますので、EUのいわゆる再保

険の禁止の対象になりますので、これを、要する

に、運航を開始する時期を国交省に通知をいただ

くことによって本法案による交付金の対象にす

る、こういうことでござります。

したがって、いわゆるスキ間というものが生じ

ないような制度設計になつております。

○山本(公)委員 また一回、何かの機会にお伺い

しますけれども、特定タンカーと称していて、い

う努力もエネ庁としては続けていつていただき

たいなと思います。

冒頭申し上げました、この法律の必要性という

て、その特定タンカーといふか、タンカーの世界

は、VLCの世界は、いわゆるイラン産原油だ

けで商売にならないので、ほかのところも積

んでいくという世界が当然あるわけです。

そうすると、多分そういうことは起きないんで

しょうけれども、何か起きたときに、さあ、その

ときも、今の漢とした話を聞いていると、余りそ

交省が受け付ける段階で、いついつからイランの

油を積みますよという、運航時期の開始というこ

とをちゃんとチェックした上で受け付ける体制に

なるのかなというような気がしていんすけれ

ども、ある程度決していいんだ

り中身のきちんとした制度設計をしてもらいたい

ままでチェックしないというような受け取り方をし

たんです。

いずれにしましても、そういう事故が起きない

ことが一番いいので、ただ、これだけ大きなお金

を保障する以上は、まあ省令で決めていく世界も

いっぱいあるんでしょうけれども、ある程度やは

い自分のかんとした制度設計をしてもらいたい

たんです。

いずれにしても、中東の油に頼らざるを得ない

という構造的な日本という国の依存度の高さが、

こういう、どたばたした手当てもしなければいけ

ないようなことにつながつてきたんだろうと思いま

す。今後、いろいろな意味で石油依存とい

う構造の対象になりますと、

こういう、どたばたした手当てもしなければいけ

ないようなことにつながつてきたんだろうと思いま

す。今後、いろいろな意味で石油依存とい

う構造の対象になりますので、これを、要する

に、運航を開始する時期を国交省に通知をいただ

くことによって本法案による交付金の対象にす

る、こういうことでござります。

したがって、いわゆるスキ間というものが生じ

ないような制度設計になつております。

○山本(公)委員 また一回、何かの機会にお伺い

しますけれども、特定タンカーと称していて、い

う努力もエネ庁としては続けていつていただき

たいなと思います。

冒頭申し上げました、この法律の必要性という

ことは誰しもわかつてゐるんです。誰しもわかつてゐるんだけれども、どたばたと出してきて、国会は当たり前のごとく言いなりになつて審議をしていくんだというような態度が見られたということに対し、各党も非常に不満を感じておつたところがあります。

国会というのは、ある意味からいつたら、皆さんがと違う立場で物事を考えて審議をしていくところだろうと思います。だから、短時間であなた方と同じ考え方にはならないんです。それを、たつたこれぐらいの審議時間といいますか、予備の知識もなしでぽんと出されて物事を決めろとう世界をつくるというのは、やはりこれは国会軽視という言葉を使わざるを得ないと思うんです。

ぜひ、そういう意味において、これは民主党政権だからこうだという言い方はしません。例えば我々が政権を持つていても同じことが起きたかもしれない。だから、やはりお互い、政府の側にいた人間、そして国会の立場の人間、ふだんからそういうことは注視をしてお互いが行動していく必要があるかと思います。

それを最後に申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○伴野委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党的富田茂之です。

先ほど山本先生の方から、再保険がヨーロッパ中心になつているのを何とかできないのかという質問がありました。

現在の責任保険の枠組みの中で、EUの域外の企業による再保険の引き受けというのは全然されていなないんじょ。報道では、八割ぐらいがEUの域内だといふうにされているんですけども、事前に我が党の合同部会に説明に来た方は、ほとんどがEUの域内だといふうに言われていたんです。八割とほとんどというのは随分数字が違うと思いますし、責任保険について、もう再保険ができないんだという前提でこの法案の審議が始まっているのですから、そのあたり、具体的な数字を示していただきたいと思うんです

が、これは金融庁になるんですか。

○遠藤政府参考人 お答えいたします。

再保険については、多くの再保険会社との間で再保険契約が締結されているわけでございますけれども、イギリスのロイズ社等、EUの域内の再保険会社が引き受けている割合は九〇%以上になつております。その他は、アメリカの再保険会社が一部引き受けているというふうに聞いております。

ただ、アメリカの再保険会社自身も、アメリカ政府の制裁強化の動きを踏まえて、イランとの取引に係る再保険については、新規の引き受けについては極めて慎重になつておるというふうに聞いております。

○富田委員 聞いておりますが、本当にそういうふうになるのかどうか、そういう情報もこの法案審議の前提として出すべきじゃないんですね。もともと全部EUの域内でやつてあるからだめなんだという、もうそれを前提にしたかのような説明を各省はやられているんだけれども、今のようなことは初めて聞きましたよ。きちんとそういう前提を各党に明らかにした上でこの法案を審議すべきだったんじゃないかなというふうに思いました。

何となれば、五月十四日のEU外相理事会では、四月、イスタンブールで行われたイランとの協議が前進が見られたということもあって、そこで議論が行われればそれなりのポジティブな、動く余地はあつたと思いますけれども、ここ五月の理事会では議論が行われず、五月二十三日のバグダッドにおけるイランとの協議の結果を見るということになりました。

このバグダッドの協議で二歩後退があつたわけだ。一月の理事会、三月二十三日の理事会、五月十四日の理事会、そして次が六月二十五日だといふうな御説明でしたけれども、この六月二十五日のEUの外相理事会に向けて、外務省は具体的に話してください。

○松富政府参考人 政府はこれまで、EU及びEU加盟国全てに対して、我が国のイラン産原油の輸送に影響が出ることのないよう、例外的な扱いをハイレベルで働きかけてまいりました。総理及び外務大臣も、英、仏、独その他のEU加盟国の中でも、イギリスのロイズ社等、EUの域内の再保険会社が引き受けている割合は九〇%以上になつております。その他は、アメリカの再保険会社が一部引き受けているというふうに聞いております。

ただ、アメリカの再保険会社自身も、アメリカ

政府としても、六月二十五日のEU外相理事会に向けた動きを引き続き注視してございます。見通しという御質問でございますけれども、今後のEU 3プラス3とイランの協議、次回はモスクワで開催されます。したがって、例外適用の延長にはございません。したがって、例外適用の延長に向けた機運がEUにおいて十分に醸成されればいいというふうに認識してございます。

○富田委員 松富さん、今の状況は五月十四日のEUの外相理事会のときと変わらないでしよう。何となれば、五月六日付の日本経済新聞、五月十四日付の東京新聞、五月二十四日付の朝日新聞等が、本法案とほとんど同じ中身を報道しているんですよ。何で六月十一日になつたんですか、大臣。

○富田委員 今、この点に加えて、五月六日付の日本経済新聞、五月十四日付の東京新聞、五月二十四日付の朝日新聞等が、本法案とほとんど同じ中身を報道しているんですよ。何で六月十一日になつたんですか、大臣。

○富田委員 松富さん、かなり雰囲気は違うと思います。

山本先生の方から、ヨーロッパ以外の枠組みもつくつしていくべきだという指摘がありましたので、そのとおりだと思いますし、まあ、この点はこれ以上やりませんけれども。

あと、外務省の方で、EUの理事会の経過を、先ほど山本先生の質問に対して答えられていました。一月の理事会、三月二十三日の理事会、五月十四日の理事会、そして次が六月二十五日だといふうな御説明でしたけれども、この六月二十五日のEUの外相理事会に向けて、外務省は具体的に話してください。

○富田委員 いや、だから、五月二十三、二十四日のバグダッドの様子を見ようとしていたEU外相理事会は何も決まらなかつたから、次のモスクワでやつてもだめだと思ってるわけでしょう。そうすると、その五月の段階で外務省としてはわかつてゐたわけだから、何で今ごろ、六月十一

日の閣議決定まで外務省として黙つていたんですね。もう少し早くやらないと大変なことになるよんですか。その点、どうですか。

○松富政府参考人 もともと当初のEU各国への働きかけから、例外適用の七月以降の延長についてはかなり厳しいものがあるという見通しがあります。特に、五月二十三、二十四日のバグダッドにおける協議において前進が見られなかつたということから、EUの立場はさらに厳しくなつたということございます。

したがつて、この五月二十四日以降、危機感を深めて、見通しとして、かなり暗い見通しを持ち出したということは委員がおっしゃるとおりだと思います。

○羽田国務大臣 EUによるイラン産原油の輸送に係る再保険の引き受け禁止の動きを受けて、政府としては、野田総理、そして玄葉外務大臣を先頭にして、制裁発動の猶予継続等について、あらゆるルートで、そしてあらゆるレベルで、EU及びEU加盟国に対して働きかけを行つてきたところです。

また、核問題をめぐるEU 3プラス3とイランの協議が行われており、その動向等を見きわめる必要があつたと、いうことでございます。

今般、こうしたEU措置の見通し、イランの核問題をめぐる国際情勢等を踏まえ、本法案を六月十一日に提出させていただいたところでございました。

○富田委員 この問題は、実は参議院の予算委員会で我が党の草川副代表が、四月の四日ですよ、四月の四日に取り上げて、問題が起るんじやないのかというふうな質問をして、それに対しても玄葉外務大臣がこんなふうに答えてるんですよ。

問題は責任保険、これ止められたら、とにかく日本は欧州の保険に頼っているわけです、日本のタンカーはですね。ですから、この間も、例えればE.Uのアシュトン上級代表とかドイツの外相とかに直接電話をしまして、とにかく待つてくれということで七月一日まで延ばしてもらつたんですね。

この間に、我々としては更なる働きかけを行いつつも、やはり政府全体として、仮にこの責任保険の問題で、なかなかE.Uは対イランとの関係でどうしても更なる猶予は無理だというようなことだつてあり得ない話じやありませんから、こういったことに対しても万全の措置がとれるよう、政府全体で検討するようにといふことで、私から担当者に指示をしているところでござります。

こういうふうに外務大臣が言つているんですよ。何で、外務省と経産省と国交省でもつと早く手を打つて、我々野党にもきちんと説明をして、国民生活に影響を与えるんだからしっかり審議してもらいたいというふうにやらなかつたんですか。これは怠慢なんぢやないですか。どうですか、大臣。

○羽田国務大臣 予算委員会等でも、草川代議士からも御指摘をいただきました。また、漆原国会対策委員長からも、民主党の城島國対委員長の方に直接お電話をいたしました、こういうふうに伺っております。そういうことを受けてといふか、そういうことも含めて、あらゆるレベルで今日まで努力してきた、こういうことで御理解をいただければというふうに思います。

○富田委員 努力してきて、結果こうなつて、会期末ぎりぎりにこういう法案を出して、何とか二十日までにといふうのは、やはりちょっといただけないなと思いますよ。

何でこの法案が本当に必要なんだということを事前に経産省にも聞きました。合同部会に安藤部長は出てきていただいて、私が、六月十三日の公明党の国土交通、経産、外交・安保の合同部会

で、安藤さんから聞いた話を自分でメモしました。そのときに、安藤さんはこういうことを先に言つたんですね。五月分から七月初めまで、伊朗から入つてくる原油はない、これまでの分は全部スポーツで仕入れているんだと。先ほどのこの委員会での説明でも、七月からの国際マーケットはアメリカの対応次第で非常に荒れるんぢやないかと。そういう場合に、スポーツといつても価格が高くなるから大変なことになるんだということを、いや、それはしようがないね、ここでやつておかないとというふうに我々は判断してこの法案に賛成しようと思つたんだけれども、その後で、

安藤さんの方から、いや、実はちょっと説明が違つていました、この間も伊朗からは入つているんですけど、その後、きちんとペーパーにして説明してくれました。実際に、伊朗から入つてくる原油の輸入とそこの代替調達についてはどういうふうになつているんですか。安藤さん、ちゃんと説明してください。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘の場で不十分な御説明になりましたことを、大変申しわけないと思つております。改めて、最近の伊朗産原油の輸入状況について御報告申し上げます。

二〇一二年の一月の伊朗からの原油の輸入量でございますけれども、百六十七万キロリットル、日量で約三十四万バレルでございます。二月は百四十一万キロリットル、同じく一日当たりで三十一万バレルでございます。三月は百三十三万キロリットル、日量で約二十七万バレル。四月は九十万キロリットル、日量で約十九万バレルといふことでござります。

特に、これはまだ統計は当然出ておりませんけれども、今後の見通しでいきますと、五月、六月は十五万B.Dあたりから、六月は二十万強ぐらいのイラン産原油の到着が見込まれておるところでございます。

問題は七月でございまして、七月に入りますと、八月の半ばから後半にかけて伊朗産原油が日本に到着をさせていただくということになりますが、これが伊朗産原油が入つてこなくなつたときには潤滑油の製造過程も直さなきやならなくなる、そういうものが日本で受け入れが可能になつてくれるであろう、そんなような感じでございます。

○富田委員 日本としては、伊朗産原油が入つてこないと本当に困るんですか。ほかで代替できる可能性はないんでですか。なぜ伊朗産原油じゃなきやだめなんですか。

○安藤政府参考人 お答えさせていただきます。伊朗産原油といふのは、かなり重質でございますけれども、比較的リーズナブルな価格になつておりますけれども、日本の精製の設備との関係において非常にコストパフォーマンスがいいといふ特性が一つござります。

それと、伊朗産原油という点を離れまして、先ほど来申し上げておりますように、七月以降、非常に国際マーケットが大きく荒れることが懸念をされるわけでございますが、そうなりますと、代替原油の調達が物理的に大変苦しゅうなることが想定されます。

先生御案内とのおり、まさに今、石油火力のウエートが大変高くなつておる状況でございます。二〇一〇年で申し上げますと、全電力の発電量のうち約五%が石油火力という状況でございましたが、今、足元は多分二〇%前後、石油火力発電に依存をしておる。御案内とのおり、LNG火力にも相当な依存をしておりますけれども、

こういった中で、ぎりぎりの発電を行つておる中で、確保できる伊朗産原油というものについては確実に確保させていただきたい、そういうふうに思ひます。

○富田委員 今、安藤さんが言われたように、伊朗の原油は、質は余りよくないけれどもリーズナブルな価格だということは、石油連盟の方も部屋に説明に来てくれておつしやつていました。ただ、重い重油なので、ほかと同じような使い道ではないんだ、潤滑油に適している、この潤滑油の製造過程が伊朗原油に合わせてつくつてあるから、もし伊朗原油が入つてこなくなつたときには潤滑油の製造過程も直さなきやならなくなる、こういった無駄を何とか省きたいので協力願いたいというふうに石油連盟の方はおつしやつっていました。それはそれで一つ納得できる材料だと思うんですね。

ただ、そのときに説明を伺つたら、伊朗原油の輸入の契約というのは、一年のスパンでまず契約をする。一月から十二月あるいは四月から翌年三月という一年のスパンで契約をしておいて、その中で何月分が欲しいですというふうな申し込みを個別にしていくんだと。そういうふうなことだと、七月以降荒れた場合に、今慌てて会期末にこの法案を通すんぢやなくて、八月以降、この分が欲しいとかきちんとやっておけば、きちんととした形でできるんぢやないんですか、一年のスパンの契約をしておるんだから、あとは申し込みの話なので。

何か、会期末にばたばたこういう法を通すんだけれども、そこはどうですか。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、石油の全体の契約というのは、伊朗に限らずに、ターム契約というのがございまして、これは基本的に一年の契約でござります。これは伊朗に限らないお話をされております。これは伊朗に限らないお話をされております。

したがいまして、ほぼ総量を一年単位で決めておると、伊朗と日本との間での、元売と伊朗の輸送

出石油会社との間での関係でいきますと、総量は変化をしないというのは御指摘のとおりかと思いますけれども、今先生のお話との関係で申し上げますと、いわば代替原油の調達ということの観点から申し上げますと、先ほど来申し上げておるとおり、七月からの国際マーケットをにらみながら、八月の後半以降、あるいは九月も含めまして、入着を想定しておるイラン産原油というのが、この法案を御成立いただきませんとあきが生ずるわけでございます。

そうなりますと、七月以降、制裁が本格化しておられます国際石油マーケットにおいて相当量の代替原油というのを、相当緊急性の高い形で調達せざるを得ないということが生ずるという点を御理解いただければと思います。

○富田委員 今、安藤さんが言われたようなことがあるんだから、本来は、これは法案としては国交省所管ですけれども、外務省とか経産省とか、もう少し危機感を持つて、またスピード感を持つて、共管事項についてスムーズに協調して法案なり政策決定ができるように、羽田大臣、せっかく若い大臣が来られたのですから、各省に向けても発信していただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○伴野委員 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 タンカー特措法について質問します。

まず最初に、私は、イラン制裁の国連決議と日本の立場についてお聞きしたい。

第一に聞きたいのは、イランに対する国際的な制裁措置は国連安保理においてどのように決定されているのか、概要を明らかにされたい。

○中野大臣政務官 お答えを申し上げます。

イランの核問題をめぐって採択されました国連安保理決議がございます。委員恐らく御案内だと思いますが、二〇〇六年の十二月以来、二〇一〇年六月の安保理決議一九二九まで四本決議をされているわけでございますが、その中では、

イランに対しましてウラン濃縮関連活動の停止等を義務づけておりまして、国連加盟国に対しては資産凍結等の措置を義務づけております。

その中でイラン産の原油の取引についてでござりますけれども、この安保理決議の中には、国連加盟国に対して措置を講じるようなことは義務づけるわけでございます。

そうなりますと、七月以降、制裁が本格化しておられます国際石油マーケットにおいて相当量の代替原油というのを、相当緊急性の高い形で調達せざるを得ないということが生ずるという点を御理解いただければと思います。

○穀田委員 安保理でどんな決定をされているかという、まだ概要を言つておるわけで、資産凍結をやつしていると申します。

○中野大臣政務官 委員御指摘のとおりでございます。

○穀田委員 そうしますと、資産凍結はしているけれども、イラン産の原油の取引について国連安保理決議がやめろと言つておるわけじゃない、この構図がまず確認される。

その上で、そうしますと、アメリカとEUはイランに対してどういう制裁措置を決めているのか。それはどういう理屈で物を言つていて、また、どれほどの国に、かつ、どのような協力を求めているのかということについてお聞きしたい。

○中野大臣政務官 米国及びEUと、日本に対する措置でございますけれども、米国につきましては、二〇一二年度の国防授權法におきまして、イラン中央銀行等と相当な金融取引を行つた外国金融機関に対し、米国における決済口座の開設の禁止等の制裁を科すとしておりまして、イラン原油の購入を相当程度削減する場合には制限を免除する例外規定を設けるということで、各国のイラン産原油輸入の削減を求める措置をとつておるといふことでございます。

○穀田委員 今のはアメリカなんでしょう。アメリカとEUの、だから、どういう理屈でどれほど多くの国に、つまり、ことごとこの国に協力してくれて、論評してくれというんじやないんですか。

だつて、あなた方が外交交渉するときに、相手がどういう理屈でやつてきて、うちはどういう理屈でやつておるのか、これがこれでなければならない。外交交渉の中身についてあれこれ聞こうなんというんじゃないんですよ。表向きのそういう形はどういうことが世界としては通用していく、日

それぞれが独自に制裁を決めているわけだから、どういう理屈で、どういうところに協力を求めて、どれがどんなふうにそれを受けているのかということを、全体を聞いていますよ。わかりますか、言つてること。

○中野大臣政務官 理由についてでございますけれども、これにつきましては、アメリカないしEUの国の独自の考え方でございますので、理由に対しまして、我が国としてそれに対して論評するということはないのかなと思つています。

それで、措置に対してでございますけれども、措置に対しては、先ほど申し上げた、例えばアメリカでいえば、二〇一二年度の国防授權法に基づいて各国に協力を求めていたり……(穀田委員「EUは」と呼ぶ)EUにつきましては、EU外相理事会が決定をした主な対イラン措置として、これはEU国内ですね、イラン産原油及び石油製品の輸入を禁止しているということでございま

す。

○穀田委員 だから、わからぬ人やな。論評をしてくれと言つておるんじやないんですよ。アメリカは授権法という法律でやつておることは確かになんだけれども、つまり、国連決議だけでは不十分だ、核の問題について締め上げる、仮にですよ、締め上げるというか、そういうことの必要性を、Uはどういう理屈でこういうことについて禁輸するなど外相会談で決めていて、それを、単に自分のところの域内が禁輸するだけじゃなくて、ほかの国に対しても、再保険をさせないだとか、そういうことの動きがあるわけでしょう。そういう理屈はどういう理屈で立つていて、論評を避けるつて、論評してくれというんじやないんですか。

だつて、あなた方が外交交渉するときに、相手

がどういう理屈でやつてきて、うちはどういう理屈でやつておるのか、これがこれでなければならない。外交交渉の中身についてあれこれ聞こうなん

といふことでございます。

二点目は、イランとEU3プラス3との協議。実は、前回は昨年の一月、そこは決裂して、一年と三ヶ月の間何も動きませんでした。その間にイランは、既成事實として濃縮ウランの蓄積を積み重ねてきています。そこで、ここは対話と圧力の中で圧力の局面である、したがつて制裁を強化しなければならない、そうしないとイスラエルがまた軍事オプションをとるかもしれない、こういうことも背景にあって、制裁を強化するという発想から今回のそれぞれの国内法の制定に至つたんだ

本の理屈はどういう形でやつておるのかということがなければならない。それを、あなたは全然、我々にどういう話をしているのか。アメリカはどういう理屈で、授権法という法律はわかっていますよ。EUは外相会談で決めている。どういう理屈か、それに対して日本はどういう理屈で闇つておるのかと聞いているわけです。

○松富政府参考人 米国は、国防授權法という国内法に基づいて、米国内の金融決済の制限を課す基本的には金融制裁でございます。何も外国の銀行に直接制裁を科そうということではなくて、アメリカの銀行に對して、イランと取引するような銀行とは取引するなどアメリカの銀行に言つてゐるわけで、副次的な迷惑が日本にかかるという構造でございます。

EUの外相理事会の決定というのは、EU諸国及び国内の企業がイランからの石油の引き取りをやめる、保険、再保険の提供もやめるということであつて、これも、外国に協力を求めるとか、そういう性格のものではございません。ただ、副次的に影響を受けるということでございます。

それで、なぜアメリカ、EUがこうすることをやつておるのか、これは、やはり二つあると思います。一つは、国連安保理決議一九二九号の前文で、イランの石油収入と核開発の関連性が示唆されている文章がございます。これが背景にあるのが一点。

二点目は、イランとEU3プラス3との協議。実は、前回は昨年の一月、そこは決裂して、一年と三ヶ月の間何も動きませんでした。その間にイランは、既成事實として濃縮ウランの蓄積を積み重ねてきています。そこで、ここは対話と圧力の中で圧力の局面である、したがつて制裁を強化しなければならない、そうしないとイスラエルがまた軍事オプションをとるかもしれない、こういうことも背景にあって、制裁を強化するという発想から今回のそれぞれの国内法の制定に至つたんだ

○穀田委員 だから、今の局長の説明で、要するに、制裁を強化する過程、そして国連決議の実行の過程の中でこういうことが起こっているということなんですね。それをちゃんと言つてくれないと、何かさつきみたいな話で言つているようでは、授権法が出た、外相会議で決定していると、そんな事実だけ述べられた日には、何でそういうことについて我々が今立ち向かっているのかといふ根本がわからないじゃないですか。それも、議員のところにしつかり理解してもらうということの根本としては、私は欠けていたと言わざるを得ないとと思うんだよね。あれでわかるんだつたら誰も苦労せぬわけです。そう思いませんか。私はそう思いましたよ。

そこで、では、そのような動きに対し、今までイラン産原油を取引していたのは単に日本だけじゃないんですよ。随分、各國あるわけですね。それらの国々はどのように対応をしているのかについてお聞きしたい。

○松富政府参考人 まず、米国の国防授権法については、アメリカの銀行と取引をしたいと思う銀行を抱える国については考慮せざるを得ないと思います。国防授権法の中には例外規定とウエーバー条項があつて、各國とも例外規定の適用をめぐつてアメリカと協議に入つたと理解してございります。例外規定の適用をもらうためには、相当なりん石油の引き取りの削減を行う必要があるというものが条件でございます。この結果、今のところ、約十八カ国・地域がアメリカの例外適用の対象になるというふうに考えていています。

○穀田委員 要するに、アメリカとEUがそういう措置をとつていてる。例えばアメリカの場合に延長を求めるか、もしくは以前の措置を講じるか、どちらかしかないと想います。

○穀田委員 要するに、アメリカとEUがそういう措置をとつていてる。例えばアメリカの場合には、今ありましたように、例外規定があつて、十八カ国がそれに応じてやつていて。そして、EUの場合については例外適用なしですが、全体として

それを今努力しているということがわかる。

そこで、そうすると、日本というのはどういう見込みで対応し、今の判断はどこまで来ているのかということについて、外務省。

○松富政府参考人 対話と圧力という文脈において、現時点は圧力の局面であるということについては、日本は欧米諸国と軌を一にしてございま

す。したがつて、国際協調のもと、アメリカやEUとも緊密に連携をとりながら制裁の強化ということに努めていますし、イランからの石油の引き取りについても、自然に減ってきたという面もありますけれども、これまで過去五年間で四〇%減らしてきました。こういう状況にあります。

他方、対話の方も日本は忘れてはいけないと考えていまして、正しいタイミングがあれば、日本としてこれまで培ってきたパイプも生かしながらそれなりの役割を果たしていきたいとは考えていました。

○穀田委員 そういう意味でいうと、アメリカやEUがこの制裁措置というのを今後しばらく続けるということは、誰が考えても明らかなんです。それで理解してよろしいな。(北神大臣政務官「そうです」と呼ぶ)はい。

では、その次に、大きな二つ目に聞きたいのは、EUの制裁措置が発動され、イラン産の原油の輸入が仮にとまることになつた場合、国民生活にどんな影響を与えるのかということについて少しうきたいと思うんですね。

六月二十日までにこの特定タンカーの特措法が成立しなかつた場合、国民生活にどんな影響が出るのか、具体的に少し示していただきたいと思います。

○北神大臣政務官 石油については、イランは今こういう状況ですけれども、石油の埋蔵量が、世界で五割、中東の地域に集中しているわけでありますから、当然、この中東における産油国との関係強化というのは引き続き重要であるというふうに考えております。

○穀田委員 ふうにお考えなんですか。

○北神大臣政務官 石油については、イランは今こういう状況ですけれども、石油の埋蔵量が、世界で五割、中東の地域に集中しているわけでありますから、当然、この中東における産油国との関係強化というのは引き続き重要であるというふうに考えております。

○穀田委員 ただこれは、言葉はやすしでありまして、実際には、七月に入つて米国そしてEUの制裁が始まると、先生さつきおつしやつたように、日本だけじゃなくて中国とかいろいろな国がイランの油に頼つててるという中で、やはり相当代替原油の駆け込み需要というものが発生をします。これによつて国際的な原油市場の混乱というもののが起きる可能性があり、日本として代替原油の手当てを書いていますけれども、そういう可能性があると

源の多様化、分散化というのもも重要だというこ

とでございます。

そういうことから、いわゆる中東ではない、ロシアとかベネズエラとか、そういう国との資源外交を強化していくなければいけないというふうに思つてますし、さらには、具体的に言えば、ベネズエラの重質油の油田開発、あるいはブラジルの海の深いところにある油田の開発とか、さらにはグリーンランド、北極圏の方もこれから開発をしていかないといけない。こういったことで、日本の企業の支援をするために、JOGMECのリスクマネーの供給を通じて積極的に推進をしていきたいというふうに思つてます。

○穀田委員 簡単に言うと、供給源の多様化ということを今考えていて、イランに頼るということについては少しずつ減らしていくこうということですね。それで理解してよろしいな。(北神大臣政務官「そうです」と呼ぶ)はい。

では、その次に、大きな二つ目に聞きたいのは、EUの制裁措置が発動され、イラン産の原油の輸入が仮にとまることになつた場合、国民生活にどんな影響を与えるのかということについて少しうきたいと思うんですね。

六月二十日までにこの特定タンカーの特措法が成立しなかつた場合、国民生活にどんな影響が出るのか、具体的に少し示していただきたいと思ひます。

○北神大臣政務官 イラン産原油の引き取りがとまつた場合の話ですが、「これは当然、我が国としては代替の原油の手当てをしなければいけない」ということでござります。

ただこれは、言葉はやすしでありまして、実際には、七月に入つて米国そしてEUの制裁が始まると、先生さつきおつしやつたように、日本だけ

じゃなくて中国とかいろいろな国がイランの油に頼つててるという中で、やはり相当代替原油の駆け込み需要というものが発生をします。これによつて国際的な原油市場の混乱というもののが起きる可能性があり、日本として代替原油の手当てを書いていますけれども、そういう可能性があると

しなければいけないんですが、実際に調達できるかどうかが非常に不透明になると同時に、既に高

どまりをしている原油の価格がさらに上昇する危険性があるというふうに考えています。

ちなみに、国際機関の試算によると、こういう事態が発生した場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百四十円ぐらいですけれども、これが百六十円ぐら

いに上昇するということでございます。こういつては、ガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いに上昇するという事態が発生する場合には、二、三割、原油の価格が上昇すると、国内のガソリンでいえば、今、百六十円ぐら

いうことはもう既にわかっているわけですよ。わかつているんですよ。ということは、一方では外交渉をするというのは当たり前なんですよ。それを否定していいんですよ、私どもは。その中身についてつまりかにせいなんてことを言つてゐるわけじゃないんですよ。

問題は、だとしたら、我々日本国民に対しても、そういう問題について、こういう可能性があるぞということについて、みんなの協力を得て、だから、イラン制裁との関係で、再保険の問題はこういつたことについて法律が必要になるかもしれないという提起があつてしかるべきじゃないのかと。

そういうことについて、大臣、今大臣になつたばかりで、あなたに質問するのは私も申しわけないと思うんだけれども、国家としてそういう危惧があるという問題について、法案が必要だというようなことを六月七日に我々に言つてくる。三月の時点で、少なくともEUがああいう決定をした段階で、その方向性がある、そうすると、外交交渉をやりながら、そのことについて、もしかの場合にやらなくちゃならぬ。

今こりになつて、北神さんなんか、調達が不明だとか、中国が駆け込み需要だ、混乱だ、物流だ、電力のコストだといって、そんなこと、そういうことになる前からわかつてゐるわけで、だとしたら、その法律をつくろうということについて、あるかもしれない、こういうときにはどうしたらよろしいかと、そういうことがあつてもしかるべきだ。そういう点での反省がないと言つてゐるんですよ、私どもは。

大臣、そういう問題は、今後こういうことが起きるとしたら、私は、はつきり言つて、國民が大被害を受ける可能性があるときに、とどのつまりまで、最悪のところまで來てからやるなんということがあつたんじやだめだと言つてゐるんですよ。そう思いませんか。そういう反省を含めて、あれば。

○羽田國務大臣 今御指摘いただいたことは重く

ます。

私は、まず最初、イランの核開発問題の今後の見通しと日本の対応について、外務省中東局長にお尋ねをいたします。

また、このことについてはEU及びEU加盟国に對して働きかけを行つてきたわけですけれども、猶予継続等、そういうことも含めてお話をさせたいだいてきました。

また、核問題をめぐる3プラス3とイランとの協議が行われております。この動向を見きわめる必要もあつたということで、今回このような形でお願いをさせていただいているところでございまして、今後とも、今御指摘をいただいてまいりまししたこととはしっかりと受けとめながら進めていきたいというふうに思つています。

○穀田委員 受けとめて、受けとめてと言つけれども、みんなこの事態というものは、三月の時点で、少なくとも一月や三月、経過を経る中で、もしこれができなければこういう事態が起こるといふことはわかつてゐるわけですか。そうした

ら、政府として、そういうことが起り得る可能性がある、だから、国民的にいつたらこういう法律が必要だと、それのいわば国会審議を経なければならぬわけですねんか。そうすると、国会の了承を得る、つまり、与党、野党を問わず、生活にかかる問題について、この可能性があるといふことについて、もしかのときはよろしくということがあります。そういうことはなかつたと。

○松富政府参考人 お答えいたします。

イランの核問題については、深刻な懸念を國際社会と共有してございます。したがつて、國際協調に基づき、制裁には加わるということが一点。

他方、対話と圧力のアプローチに基づいて、必要な場合には、対話のラインで、我が國の有するパイプを利用して働きかけを引き続き行つていきたいと考えています。

それはやはり、平和的な外交的な解決に努力することが基本であるということだと思いました。さらに、政策を打ち出すに当たつては、イラン情勢、原油市場や日本経済への影響なども総合的に勘案しながら、國際協調の精神のもとで問題の解決に向けて努力していくというのが日本政府の基本的なスタンスだと考えます。

今後の見通しということでございましたが、EU3プラス3の協議は、先ほど申し上げておりますように、一步前進、二歩後退という状況でございます。今後の動向について樂觀視する材料

は、残念ながら現時点ではございません。

ただ、日本としては、あくまでも問題の平和的な解決に向けて実質的な進展を見られるよう、各國とも協調して働きかけていきたいと考えています。

○中島(隆)委員 先ほど質問がありました、想定される原油輸入先について、再度、経済産業省にお尋ねをいたします。

EUやアメリカを中心とした制裁措置が強化されますが、制裁だけ問題を解決することは難しいと今も御答弁ありました。やはり対話を中心とした外交努力が問われていると思います。先月末に行われた国連安保理常任理事国3プラス・ドイツ、イランとの協議は、残念ながら合意に至りませんでした。しかし、ここは、中東の安定を考える上でも、問題が早期に解決できるよう、国際社会の努力が問われていると思います。とりわけ、イラク戦争参加を除けば中東諸国とは中立的なスタンスをとつていています。日本がイニシアチブを發揮してほしいと思います。

それはそれといたしまして、残念ながらイランの核開発問題が長期化する場合、恐らく、イランからの原油輸入量はさらに削減すべきという圧力が欧米からかかってくるのではないかというふうに思います。その場合にどういう対応をするか、イランからの原油輸入をさらに減らす場合、どこが代替の輸入先になるのか、その点についてもう一度お尋ねいたします。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

まさに、長期化をした場合に欧米諸国からさらなるイラン産原油の削減ということが求められる懸念は、私どもも大変大きな懸念として持っております。

その際、代替原油としてのさらなる調達先の候補でございますけれども、一つは、既存契約を有しております、サウジアラビアを中心といたしました中東のまさに産油国からの原油引き取り量を増加させていくことが一つございます。もう一つは、いわゆるスポットマーケットというの

がございまして、既存契約等々では縛られない、いわば自由な、自由といいましょうか、そういう既存契約に縛られない原油が流通しているスポットマーケットというものがございます。ただ、もちろん、これももともと産油国からの油でございますので、主として UAE やオマーンがこういったスポットマーケットの供給先になつておりますけれども、こういつたスポット市場からの調達ということを最大限やつていくことで対応せざるを得ないというふうに思つております。

○中島(隆)委員 次に、その他の国との連携について、再度、外務省中東局長にお尋ねいたします。欧米諸国以外でイランからの原油輸入量が多い国は、日本を除いて、中国、インド、韓国であります。中国はイランへの制裁措置そのものに反対しているようですが、これらの国々は EU の再保険引き受け禁止措置にどのように対応しようとしているのか、また、日本が連携していく可能性のある国はどうなのが、この点についてお尋ねをいたします。

○松富政府参考人 お答えいたします。

韓国との間では、EUに対する働きかけの観点から、既に連携、協調してございます。韓国は現在、国内法の枠組みの中でいかなる対応が可能か検討中というふうな説明を先方から受けてござります。

中国、インドについては、現在、鋭意情報収集中でございますが、今回の再保険の停止に伴い、中国がイラン産原油の輸送に必要な保障を提供する枠組みをつくれないか、さまざまな選択肢を検討中というふうな報道に接してござります。これら中國、インドと連携できるかどうかについては、今後の検討課題としていきたいと思います。

○中島(隆)委員 さて、これは五月十九日付の新聞報道で、日経新聞であります、ニューヨーク地裁が日本のある民間銀行に対してイラン政府の口座凍結を指示した問題を取り上げられておりま

した。このままでは原油を含んだイラン貿易の決済が難しくなるため、日銀の口座を使うことが政府や民間金融機関などで検討されているというものがございます。

その後、二ユーローク地裁の口座凍結指示は撤回されたようではあります、米国政府もイランを国際金融取引から締め出することを視野に入れていたと思ひますので、今後、イラン原油の決済口座が維持できるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○遠藤政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の新聞記事でございますけれども、三菱東京 UFJ 銀行でございます。この銀行が、二ユーローク州裁判所によるイラン関連資産の凍結命令を五月の二日に受けました。そのため決済を一時停止していたわけですが、それほど緊急命令は無効であるという決定を出されました。それを受けまして、現在は、三菱東京 UFJ 銀行におきまして決済が正常化しているというふうに承知しております。

この米国外の資産に対する凍結命令に対しましては、政府といたしましても、国際法上の懸念があるのではないかといった米国政府との外交上のやりとりを行つてきたところでございます。

引き続き、原油の供給を含むイランとの貿易取引に支障が生じないよう、政府一体となつて適切に対処してまいりたいと思います。

○中島(隆)委員 時間が参りましたが、我が党と一緒に支障が生じないよう、政府一体となつて適切に対処してまいりたいと思います。

○中根大臣政務官 時間が参りましたが、我が党と一緒に支障が生じないよう、政府一体となつて適切に対処してまいりたいと思います。

○中野大臣政務官 委員が申されている国際的な枠組みといふことでござりますけれども、これは多分、とり方はいろいろあると思うんですね。外務省としては、では国際的な枠組みといふのは一

体何なのかというときに、やはり国連の枠組みといふのが一つの指標であるのではないのかなとうふうに考えております。

○中野大臣政務官 先ほど私も答弁させていただきましたけれども、国連の中での安保理決議、過去、イランに

対しては四本出されておりますけれども、その四

本に対して日本は適切に対応してきておりまし

て、日本の対応に対して、先ほど委員が申し上げた、背を向けるというんですか、違背というんで

すか、そのような形で国際社会から日本が非難を

月一日から域内保険会社のイラン産原油の輸送に係る再保険引き受けを禁止する、こういう方針になります、タンカー事故時の賠償金を政府が肩がわりする、こういう法案が仮に未成立だった場合、日本が國のエネルギー情勢を踏まえ、イラン産原油の急激な削減が困難である旨を説明し、例外措置を含む同法の柔軟な運用を要請してきたところがございます。その結果、アメリカから三月に、本のタンカーが航行不能となりかねない、こういう状況なわけです。この状況に立ち至つた以上、これはやむを得ないものとして賛成をしたいというふうに思つております。

しかし、ちょっととよくわからないところも正直あるんですね。今お配りをさせていただいている資料をごらんいただくと、実は、日本だけではなくて、EU 域内の国もイラン原油に相当依存をしているわけです。一番依存度が高いのはトルコ、そしてギリシャ、スペイン。そもそも、現在、ユーロ危機で大変な状況になつている国もあるわけです。こういう国は、聞くところによると、イラン産原油の輸入禁止に対応をしていて、他国の増産分に振りかえりして、何とかこういう状況をしのぐとしているそうであります。

二割あるいは一五%近く、こういうふうに依存をしている国々がそうしたことやつていてる一方、日本は、二〇一一年で依存度は八・八%ですけれども、当面イラン原油の全面禁輸には踏み切れず、少しずつ輸入量を減らすことで国際社会の理解を得たい、こういう方針だということであります。

なぜ日本の措置は漸減にとどまるのか、この理由をまず聞かせてください。

○中野大臣政務官 委員が申されている国際的な枠組みといふことでござりますけれども、これは多分、とり方はいろいろあると思うんですね。外務省としては、では国際的な枠組みといふのは一

体何のかというときに、やはり国連の枠組みといふのが一つの指標であるのではないのかなとうふうに考えております。

○中野大臣政務官 先ほど私も答弁させていただきましたけれども、国連の中での安保理決議、過去、イランに

対しては四本出されておりますけれども、その四

本に対して日本は適切に対応してきておりまし

て、日本の対応に対して、先ほど委員が申し上げた、背を向けるというんですか、違背というんで

すか、そのような形で国際社会から日本が非難を

す。

○伴野委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございま

す。

今回、EU が、核開発疑惑への制裁として、七

月一日から域内保険会社のイラン産原油の輸送に係る再保険引き受けを禁止する、こういう方針になります、タンカー事故時の賠償金を政府が肩がわりする、こういう法案が仮に未成立だった場合、日本が國のエネルギー情勢を踏まえ、イラン産原油の急激な削減が困難である旨を説明し、例外措置を含む同法の柔軟な運用を要請してきたところがございます。その結果、アメリカから三月に、本のタンカーが航行不能となりかねない、こういう状況なわけです。この状況に立ち至つた以上、これはやむを得ないものとして賛成をしたいといふうに思つております。

しかし、ちょっととよくわからないところも正直あるんですね。今お配りをさせていただいている資料をごらんいただくと、実は、日本だけではなくて、EU 域内の国もイラン原油に相当依存をしているわけです。一番依存度が高いのはトルコ、そしてギリシャ、スペイン。そもそも、現在、ユーロ危機で大変な状況になつている国もあるわけです。こういう国は、聞くところによると、イラン産原油の輸入禁止に対応をしていて、他国の増産分に振りかえりして、何とかこういう状況をしのぐとしているそうであります。

二割あるいは一五%近く、こういうふうに依存している国々がそうしたことやつていてる一方、日本は、二〇一一年で依存度は八・八%ですけれども、当面イラン原油の全面禁輸には踏み切れず、少しずつ輸入量を減らすことで国際社会の理解を得たい、こういう方針だということであります。

なぜ日本の措置は漸減にとどまるのか、この理由をまず聞かせてください。

○中野大臣政務官 委員が申されている国際的な枠組みといふことでござりますけれども、これは多分、とり方はいろいろあると思うんですね。外務省としては、では国際的な枠組みといふのは一

体何のかというときに、やはり国連の枠組みといふのが一つの指標であるのではないのかなとうふうに考えております。

○中野大臣政務官 先ほど私も答弁させていただきましたけれども、国連の中での安保理決議、過去、イランに

対しては四本出されておりますけれども、その四

本に対して日本は適切に対応してきておりまし

て、日本の対応に対して、先ほど委員が申し上げた、背を向けるというんですか、違背というんで

すか、そのような形で国際社会から日本が非難を

されているということはありませんので、私たちとしては、特に違背をしているというふうな認識には立つおりません。

○柿澤委員 そうなんでしょう。それは私も、現状を見ていてそう思います。

しかし、こうした表のような現状がある中で、こうした国々が対応している中で、日本がそのままでいいということにはならない。そういう圧力もある種受けていたというような御答弁も先ほどあつたように思います。

そういう中で、日本がどのように対応していくのか。これは、国際的な視線にさらされるということを御認識いただいていると思いますけれども、さらに御認識を深めていただきたいというふうにも思います。

この特措法案ですが、タンカー事故で損害賠償責任が生じた場合に、最大七十六億ドル、六千億円を政府が肩がわりする内容です。再保険にかかる特定保険者交付金の交付が現実にあつた場合は、これは相当巨額に上る可能性があるわけですけれども、今の財政状況の中でこの財源というのは国庫のどこから生まれてくるのか、これをお伺いしておきたいと思います。

○吉田(お)副大臣 万が一事故が発生いたしました場合には、日本船主責任相互保険組合が支払うことになります八百万ドル、今の為替でいきますと約六億五千万円を超えるような損害が生じ、特定保険者交付金を交付することとなつた場合には、予備費や補正予算等により対応することとしております。

いずれにせよ、財務当局とも相談しつつ、適切に対応してまいりたいと存じます。

なお、この相互保険組合において、過去五年間、原油タンカーに関して八百万ドルを超えるような損害が生じたケースはないということをお聞きをしております。

○柿澤委員 その御説明も事前にお伺いをしましてけれども、最後の一文というのは、余りこのよ

うな事態は想定されない、こういう話でありますから、そうすると、この措置そのものが必要なくなつてしまふ、こんな話にもなりかねないかなと

思ひます。時間が少し余っているんですけど、この特措法案について、冒頭申し上げたとおり、やむを得ない措置として賛成をする立場でございますので、予定の質疑は終了いたしましたので、これで終わりにしたいと思います。

○伴野委員長 ありがとうございました。

○伴野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○伴野委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○伴野委員長 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案について採決いたしました。

○伴野委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○伴野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○吉田(お)副大臣 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○伴野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○伴野委員長 この際、国土交通大臣から発言を求める所存でございます。

○伴野委員長 第百七十四回国会、武部勤君外四名提出、離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○伴野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○伴野委員長 本件につきましては、理事会等での御協議を願い、お手元に配付しておりますとおりの草案が作成されました。

○伴野委員長 次に、国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

○伴野委員長 離島振興法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

○伴野委員長 本件につきましては、理事会等での御協議を願い、お手元に配付しておりますとおりの草案が作成されました。

○伴野委員長 本起草案の趣旨及び内容につきまして、私、委員長から御説明申し上げます。

○伴野委員長 離島振興法は、本土より隔絶した離島の特殊事情に起因する後進性を除去するための基礎条件の改善及び産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施することを目的として、議員提案により、昭和二十八年七月、十一年間の時限法として制定されたものであります

が、離島との格差は依然として除去されない実情に鑑み、以後、五度にわたり、本法の有効期限をそれぞれ十年間延長するとともに、諸施策

を拡充してきたところでございます。
しかしながら、人口の減少が長期にわたり継続し、高齢化が急速に進展するとともに、無人の離島が増加するなど、離島をめぐる自然的、社会的諸条件は厳しく、いまだその産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況は解消されるに至っていないところでございます。

一方、離島は、我が国の領域、排他的經濟水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化的・歴史的・自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つております。その役割が十分に發揮されるよう、離島振興施策の充実を図るとともに、その実施体制の強化を行おうとするものに御異議ありませんか。

て、国土審議会に報告することとしております。

第四に、離島振興基本方針及び離島振興基本計画に係る規定の整備を図るとともに、基本的施策の充実を図ることとしております。

第五に、財政上及び税制上の措置や公共事業予算の明確化についての特別な配慮について定めるとともに、離島活性化交付金等の交付について定めることとしております。

第六に、政府は、地域の創意工夫を生かした離島の振興を図るために、離島特別区域制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずることとしております。

第七に、本法の有効期限を平成三十五年三月三十日まで十年間延長することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

離島振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○伴野委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたしました。国土交通大臣羽田雄一郎君。

○羽田国務大臣 本法律案の御提案に当たり、委員長及び委員各位の御見識に深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、離島地域の現状に鑑み、本法律案については特に異存ないところであります。この法律案が御可決された暁には、関係省庁と連携を図りつつ、その適正な運用に努め、離島振興対策の一層の推進に努めてまいる所存であります。

○伴野委員長 これより採決いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付してあります草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伴野委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

島活性化交付金等の交付について定めることとともに、離島活性化交付金等の交付について定めることとしております。

第六に、政府は、地域の創意工夫を生かした離島の振興を図るために、離島特別区域制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずることとしております。

第七に、本法の有効期限を平成三十五年三月三十日まで十年間延長することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。金子恭之君。

○金子(恭)委員 ただいま議題となりました離島の振興に関する件につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

なお、お手元に配付しております案文の朗読をもつて趣旨の説明にかえることといたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたしました。金子恭之君。

○伴野委員長 この際、小泉俊明君外六名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合、みんなの党及び国民新党的七派共同提案による離島の振興に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたしました。金子恭之君。

○伴野委員長 この際、小泉俊明君外六名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合、みんなの党及び国民新党的七派共同提案による離島の振興に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたしました。金子恭之君。

○羽田国務大臣 本法律案の御提案に当たり、委員長及び委員各位の御見識に深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、離島地域の現状に鑑み、本法律案については特に異存ないところであります。

○伴野委員長 これより採決いたします。

とすること。例えば、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ新しく創設した離島活性化交付金制度については積極的かつ細やかな活用を図ること。

二 改正後の離島振興法第七条の二の規定による離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、べき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊娠婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等の振興に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

また、改正後の離島振興法第七条の四の規定により公表することとする事業等として欠かせない生命線であり、いわゆる海の国道として重要な役割を担つていて航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。

また、離島航路・航空路の安定的な維持が離する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。そのため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、定住の促進を図ることは喫緊の課題であり、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺漏なきを期すべきである。

三 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない命綱であり、いわゆる海の国道として重要な役割を担つていて航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。

また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことがら、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。併せて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

四 政府において、災害時多目的船(病院船)を導入・運用する際は、災害時等以外の平时における離島住民の検診・医療等への活用について検討すること。また、災害時の離島の孤立化防止等のため、離島における飛行艇の定期ボートの整備を推進すること。

五 学校は離島定住促進の条件として極めて重

要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について国は可能な限り支援すること。

六 離島特別区域制度について、政府はその制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際、既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的・社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

七 政府は、離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。

八 本委員会は、附則第五条に規定する「早急に」には、一年以内と認識する。

右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

本動議に賛成の諸君の起立を求める所存です。

○伴野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

以上であります。

○伴野委員長 〔賛成者起立〕

○伴野委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、国土交

通大臣から発言を求められておりませんので、これを許します。国土交通大臣羽田雄一郎君。

○羽田国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいる所存でございます。よろしくお願ひいたします。

○伴野委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

次回は、来る二十日水曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一
部を次のように改正する。

第一条中「利用」の下に「多様な文化の継承」を
加え、「等に重要な」を「自然との触れ合いの場
及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及
び国民の利益の保護及び増進に重要な」に改め、
「担つてている」の下に「離島が、四方を海等に囲ま
れ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高
齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳
しい自然的・社会的条件の下にあることに鑑み、」
を、「ついで」の下に「人の往来及び生活に必要
な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較し
を改善するとともに、離島の」を「等に関する地域
格差の是正を図り、並びにその」に改め、「図るた
めの下に」「離島の振興に関し、基本理念を定
め、及び国の責務を明らかにし」を加え、「図り」
を「図るとともに、地域間の交流を促進し、もつ
て居住する者のない離島の増加及び離島における
人口の著しい減少の防止並びに離島における定住
の促進を図り」に改め、同条の次に次の二条を加
える。

(基本理念及び国の責務)

第一条の二 離島の振興のための施策は、離島が
我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋
資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保
全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食
料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保
護及び増進に重要な役割を担つていてることに鑑
える。

七 介護サービスの確保等に関する基本的な事項

第十二条とし、同条第六号を同項第八号と
し、同項第五号中「等」の下に「妊娠が健康診査を
受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確
保するための支援を含む。以下同じ。」を加え、同
号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加
える。

十六 前各号に掲げるもののほか、離島振興対
策実施地域の振興に関し必要な事項

第十二条とし、同条第九項中「国土交通大臣、総

み、その役割が十分に發揮されるよう、厳しい
自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促
進、居住する者のない離島の増加及び離島にお
ける人口の著しい減少の防止並びに離島におけ
る定住の促進が図られることを旨として講ぜら
なければならない。

2 国は、前項の基本理念にのつとり、離島の振
興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定
し、及び実施する責務を有する。

第二条中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水
産大臣」を「主務大臣」に改める。

第三条第一項中「国土交通大臣、総務大臣及び
農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項
用の低廉化」を加え、同項第十一号を同項第十六
号とし、同項第十号中「風害」の下に「地震災害
(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を
含む。以下同じ。)」を、「整備」の下に「その他の防
災対策」を加え、同号を同項第十四号とし、同号
の次に次の二号を加える。

十五 離島の振興に寄与する人材の確保及び育
成に関する基本的な事項

第三条第二項第九号を同項第十一号とし、同号
の次に次の二号を加える。

十六 前各号に掲げるもののほか、離島振興対
策実施地域の振興に関し必要な事項

第十二条とし、同条第九項中「第四項」を

項

第三条第二項第四号を同項第五号とし、同項第
三号の次に次の二号を加える。

四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の
就業の促進に関する事項

第三条第三項及び第四項中「国土交通大臣、總
務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め
る。

第五条第二項中「離島振興計画は、」の下に「おお
むね」を加え、同項第九号中「風害」の下に「地震
災害」を、「整備」の下に「その他の防災対策」を加
え、同号を同項第十四号とし、同項第八号を同項
第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 自然環境の保全及び再生に関する事項

第十二条とし、同項の次に次の三項を加える。

十三 再生可能エネルギーの利用その他のエネ
ルギー対策に関する基本的な事項

第十三条第二項中「整備」の下に「人の往
來及び物資の流通に要する費用の低廉化」を加
え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の二号
を加える。

十四 履用機会の拡充、職業能力の開発その他の
就業の促進に関する事項

第十四条第二項第一号中「整備」の下に「人の往
來及び物資の流通に要する費用の低廉化」を加
え、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号
を加える。

十五 離島の振興の基本の方針に関する事項

第十五条第二項第八号を同項第十号とし、同項第
七号中「振興」の下に「子どもの修学の機会を確保
するための支援を含む。以下同じ。」を加え、同
号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号と
し、同項第五号中「等」の下に「妊娠が健康診査を
受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確
保するための支援を含む。以下同じ。」を加え、同
号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加
える。

十六 前各号に掲げるもののほか、離島振興対
策実施地域の振興に関し必要な事項

第十六条とし、同条第九項中「第四項」を

務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に、「第六
項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項と
し、同条第八項中「国土交通大臣、總務大臣及び
農林水産大臣」を「主務大臣」に、「第六項」を「第八
項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項
中「国土交通大臣、總務大臣及び農林水産大臣」を
「主務大臣」に改め、同項を同条第九項とし、同条
第六項中「国土交通大臣、總務大臣及び農林水產
大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第八項と
し、同条第五項中「前項」を第三項又は第四項に
改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「で
ある市町村」の下に「次項の規定による要請があ
った場合における当該要請をした市町村を除く。
以下この項において同じ。」を加え、同項を同条
第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

四 その全部又は一部の区域が一の離島振興対策
実施地域である市町村は、当該地域に係る離島
振興計画が定められていない場合には、単独で
又は共同して、都道府県に対し、当該地域につ
いて離島振興計画を定めることを要請するこ
ができる。この場合においては、当該市町村に
係る離島振興計画の案を添えなければならな
い。

五 前項の規定による要請があつたときは、都道
府県は、速やかに、当該要請に係る離島振興対
策実施地域について離島振興計画を定めなけれ
ばならない。

六 市町村は、第三項又は第四項の案を作成しよ
うとするときは、あらかじめ、その離島振興対
策実施地域の住民の意見を反映させるために必
要な措置を講ずるものとする。

第六条を次のように改める。

(財政上の措置等)

第六条 国は、第一条の二第一項に定める基本理
念にのつとり、毎年度、予算で定めるところに
より、離島振興計画の円滑な実施その他の離島
振興対策実施地域の振興に必要な財政上の措置
その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、離島振興計画に基づく公共事業の実施

<p>に要する経費について予算に計上するに当たつては、離島振興計画の実施に係る予算の明確化について特別の配慮をしなければならない。</p> <p>3 地方公共団体は、離島振興計画に基づく公共事業の実施に要する経費について予算に計上するに当たつては、離島振興計画の実施に係る予算の明確化について特別の配慮をするよう努めなければならない。</p> <p>第七条第四項を削り、同条第五項中「同法同条」を「同条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条の次に次の三条を加える。</p> <p>(離島活性化交付金等事業計画の作成)</p>
<p>第七条の二 都道府県は、離島振興計画に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等(その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村その他の者(以下「離島関係市町村等」という。)が実施する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を含む。)を実施するための計画(以下「離島活性化交付金等事業計画」という。)を作成することができる。</p> <p>2 離島活性化交付金等事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項</p> <p>二 計画期間</p> <p>3 離島活性化交付金等事業計画には、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。</p> <p>一 離島活性化交付金等事業計画の目標</p> <p>二 その他主務省令で定める事項</p> <p>4 都道府県は、離島活性化交付金等事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、離島関係市町村等の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>5 都道府県は、離島活性化交付金等事業計画に離島関係市町村等が実施する事業等に係る事項</p>
<p>6 前二項の規定は、離島活性化交付金等事業計画の変更について準用する。</p> <p>第七条の三 都道府県又は離島関係市町村等が次に記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該離島関係市町村等の同意を得なければならない。</p> <p>6 前二項の規定は、離島活性化交付金等事業計画の変更について準用する。</p> <p>第七条の四 国は、前項の都道府県又は離島関係市町村等に対し、同項の規定により提出された離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、それぞれの事業等ごとに、交付金又は補助金(以下「交付金等」という。)の交付を行うことができる。</p> <p>2 国は、前項の都道府県又は離島関係市町村等に対し、同項の規定により提出された離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、それぞれの事業等ごとに、交付金又は補助金(以下「交付金等」という。)の交付を行うことができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、交付金等の交付に関する必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>一 離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等の公表</p> <p>第七条の四 国は、毎年度、離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等及びその他の離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として政令で定めるもので当該年度に実施するものについて、その内容を取りまとめ、公表するものとする。</p>
<p>第十一条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。</p> <p>第十一条中「老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削り、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(保健医療サービス等の軽減)</p> <p>第十二条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における保健医療サービス、介護サービス、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るために、離島振興対策実施地域の住民負担の軽減について適切な配慮をするものとする。</p> <p>第十一条の見出し中「確保」の下に「等」を加え、同条中「おける」の下に「人の往来及び物資の流通産に必要な医療を受ける機会を確保するため、妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に関する条件の他の地域との格差の是正」を、</p> <p>第十一条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における定住の促進に資するための拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。</p> <p>(就業の促進)</p> <p>第十四条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の住民及び離島振興対策実施地域へ移住しようとする者の離島振興対策実施地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。</p> <p>第十四条の次に次の二条を加える。</p> <p>(生活環境の整備)</p> <p>第十一条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。</p> <p>第十一条の見出し中「国」を「前二項に定めるもののは</p>

か、国」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の特殊事情に鑑み、子どもの修

学の機会の確保に資するため、離島の区域(当該離島の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該離島のうち一の市町村の区域に属する区域。以下この項において同じ。)内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他の区域内から当該離島の区域外に所在する高等学校等へ通学する場合又は当該離島の区域外に居住して当該高等学校等へ通学する場合における当該通学又は居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに離島振興対策実施地域に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

第十六条中「伝承してきた」の下に「多様な」を、「活用」の下に「並びに担い手の育成」を加える。

第十七条の見出しを「観光の振興及び地域間交流の促進」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に、「深める」を「深め、離島と他の地域との間の交流を拡大する」に改め、「資するため」の下に「離島振興対策実施地域における観光の振興並びに」を加え、同条の次に次の三条を加える。
(自然環境の保全及び再生)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再生に資するため、海岸漂着物等の処理並びに生態系に係る被害を及ぼすおそ

れのある外来生物及び伝染病の防除及び防疫その他の生態系の維持又は回復について適切な配慮をするものとする。

(エネルギー対策の推進)

第十七条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

(防災対策の推進)

第十七条の四 国及び地方公共団体は、離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件下にあることを踏まえ、災害を防除し、及び災害が発生した場合において島民が孤立することを防止するため、離島振興対策実施地域において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(国土審議会への報告)

第二十一条の次に次の二条を加える。

(主務大臣等)

第二十二条の二 主務大臣は、毎年、離島の振興に関する講じた施策について、国土審議会に報告するものとする。

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条並びに附則第四条、第六条及び第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条並びに附則第四条、第六条及び第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前において、この法律による改正後の離島振興法(以下「新法」という。)第三条第一項から第三項までの規定の例により、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めるものとする。

2 第三条第一項、第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、離島振興基本方針のうち、同条第二項第三号及び第十五号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第四号及び第六号か

公共団体の申出により当該離島振興対策実施地域内に区域を限つて規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(同条中「国は」の下に「離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている)を、「(昭和三十二年法律第二十六号)の下に「等」を、「必要な」の下に「税制上の措置その他の」を加える。

(令とする)

3 第四条第八項から第十一項まで(同条第十二項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とし、その他の部会については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とし、その他の部会については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とし、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

4 第七条の二第三項第二号における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

5 第七条の三第三項における主務省令は、事業等所管大臣の発する命令とする。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

(附 則)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条並びに附則第四条、第六条及び第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。

4 第一項及び第二項における主務大臣は、新法第二十一条の三第二項の規定の例による。

第三条 この法律による改正前の離島振興法(以下「旧法」という)第四条第一項の離島振興計画に基づく事業に係る国の補助のうち、平成二十四年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成二十五年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第七条第四項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(財源の確保に係る検討)
第四条 離島の振興のための施策を実施するためには、必要な財源の確保については、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その安定化を図る観点から検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。

(防災機能の強化を図るためにの財政上の措置等)
第五条 政府は、離島の防災機能の強化を図るために、この法律の施行後早急に、離島振興計画に基づく海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業について、離島振興対策実施地域に係る地方公共団体の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を講ずるものとする。

(特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討)
第六条 国は、速やかに、我が国の領域、排他的經濟水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(総務省設置法の一部改正)
第九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のようにより改正する。
附則第二条第二項の表平成二十五年三月三十日の項を削り、同表に次のように加える。

(医療法の一部改正)

第七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のようにより改正する。

附則に次の二条を加える。

第八十七条 都道府県は、平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間、

医療計画を作成するに当たっては、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二十二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として

指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第八条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第一百八十八号)の一部を次のようにより改正する。

附則に次の二条を加える。

11 平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間においては、第九条から第十二条まで及び第十七条から第二十一条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定するとき、当該地域における教育の特

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること)。

平成三十五年三月三十一日
(国土交通省設置法の一部改正)
附則第二条第一項の表平成三十五年三月三十一日を削り、同表に次のように加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十二条 第二条第一項の表平成三十五年三月三十一日を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日
(離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること)。

号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること)。

第一類第十号 国土交通委員会議録第九号 平成二十四年六月十五日

を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約四百
十億円の見込みである。

第一類第十号

国土交通委員会議録第九号

平成二十四年六月十五日

一九

平成二十四年六月二十二日印刷

平成二十四年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K